

大 個 審 答 申 第 2 3 号
平成 1 9 年 3 月 3 0 日

公立大学法人 大阪市立大学
理事長 金 児 曉 嗣 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 中 川 喜 代 子

大阪市個人情報保護条例第 4 3 条に基づく不服
申立てについて（答申）

平成 1 6 年 6 月 1 7 日付け大市大法第 2 3 2 号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 1 6 年 3 月 2 2 日付け大市大法第 6 6 号により行った部分開示決定を取り消し、開示決定に変更すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 1 6 年 3 月 8 日、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 1 7 年大阪市条例第 4 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 1 9 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「2 0 0 4 年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）入試に際して作成又は取得された公文書にある私に関する情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が記録されている公文書として、「請求者に係る第 2 次選抜試験小論文答案」（以下「本件小論文答案」という。）を特定した上で、本件小論文答案について、一部を開示しない理由を次のとおり付して、旧条例第 2 0 条第 1 項に基づき、平成 1 6 年 3 月 2 2 日付け大市大法第 6 6 号により部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。（なお、本件請求に対しては、併せて「請求者に係る、書類チェック表、入学願書、写真票、入学検定料整理票、卒業証明書、成績証明書、志望理由書、自己評価書、成績申告書、公的資格や特技を証明する書類、2 段階選抜判定資料、第 2 次選抜試験合否判定資料」も特定され、同日付け大市大法第 6 5 号により開示決定がなされている。）

記

「旧条例第 1 7 条第 2 号及び第 5 号に該当
（説明）」

「第 2 次選抜試験小論文答案のうち解答欄」は、試験等に関する個人情報であって、これを開示すると、試験の評価に個別の意見が寄せられるなどした結果、試験全体の評価の信頼性・中立性が損なわれ、無用の混乱が生じる可能性があり、今後の入試業務の適正な実施に著しい支障が生じるおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年4月22日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

4 実施機関から公立大学法人大阪市立大学への本件保有個人情報の引継ぎ

平成18年4月1日に公立大学法人大阪市立大学が成立したことに伴い、本件保有個人情報は実施機関から同公立大学法人に引き継がれた。

これに伴い、本件保有個人情報について、平成18年4月1日前に大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の規定によってされた処分、手続その他の行為は、条例附則第10項及び第11項の規定により、公立大学法人大阪市立大学が行い又は当該公立大学法人に対して行われたものとみなされることになる。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件小論文答案中の解答欄は、設問ごとの取得点と一体となって、個人に対する評価、判定に関する情報であると考えられる。

本件小論文答案中の採点欄には、設問ごとの取得点が表示されており、本人に解答欄を開示することにより、試験の評価に個別の意見が寄せられるなどした結果、試験全体の評価の信頼性・中立性が損なわれ、無用の混乱が生じる可能性があり、今後、同種の入学試験問題（学部・大学院・社会人等）作成に影響を及ぼし、入試業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。

2 国立大学協会の方針として「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」では、請求者本人に対しても答案、推薦書、調査書が非開示とされている現状を踏まえて、解答欄を非開示とした。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 解答欄は、異議申立人が実施機関に提供した情報であり、出願書類である入学願書、成績証明書、志望理由書等と合否判定資料としては同じ性格を有するものである。実施機関のいうように、「解答欄」と「設問ごとの取得点」とが一体であるとするならば、「その他の要素」として点数化される入学願書や志望理由書等も、その点数と一体のものとして考えるべきで、当然非開示にすべきであるが、入学願書等は開示されており、実施機関の主張には矛盾がある。

2 本来、学部入試を前提とし、入試情報の積極的開示を求める「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」を根拠に非開示とするのは理解できない。

3 大阪市個人情報保護条例第19条第6号は柱書を始め、アからカまでの7種類のおそれが列举されているが、実施機関は具体的な該当条項を明示していない。これは、同条例第19条本文に定める原則開示の原則及び同条例第23条第3項に定める理由提示の原則の趣旨に反するものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用

は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないこととはいうまでもない。

2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、「2004年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）入試に際して作成又は取得された公文書にある私に関する情報」であり、実施機関は当該保有個人情報が記録されている公文書として、本件小論文答案を特定した。

本件小論文答案は、平成16年度大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）3年標準型入学試験の第2次選抜試験において実施された小論文試験の解答用紙であって、表題のほか、氏名、受験番号、解答欄及び採点欄の各情報より構成されており、これらの情報のうち「解答欄」が非開示とされていることが認められる。

また、本審議会が見分したところ、本件小論文答案には採点者のコメントや配点・減点等特段の書き込みは認められなかった。

3 争点

実施機関は、本件保有個人情報が旧条例第17条第2号及び第5号に該当するとして部分開示決定を行ったものであるが、異議申立人は、この決定を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示すべきであるとして争っている。

ところで、旧条例第17条各号を理由として非開示とした処分は、条例附則第3項の規定により、条例第19号各号を理由として非開示とした処分とみなされる。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報の条例第19条第6号該当性の問題である。

4 条例第19条第6号該当性について

- (1) 条例第19条第6号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な遂行を確保するため、「本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関しては、同号アにおいて「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げ、個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関しては、同号ウにおいて「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げて、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「支障」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす「支障」が看過できない程度のものであることが必要であり、さらに、こうした「支障」を及ぼす「おそれ」があるというためには、抽象的な可能性だけでは足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

- (2) 本件小論文答案は、大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）3年標準型入学試験の第2次選抜試験（以下「本件入学試験」という。）において作成又は取得した保有個人情報であり、本件入学試験に係る事務は、本号アの「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」に該当するとともに、同号ウの「個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務」にも該当すると解される。

実施機関は、第3.2に掲げるとおり、「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」（以下「考え方」という。）を踏まえて、本号を理由に本件小論文答案の「解答欄」を非開示としていることから、以下、これを開示することにより上記(1)で述べたような支障を及ぼす相当の蓋然性が認められるかどうかについて、「考え方」の内容に沿って検討する。

- (3) 「考え方」によると、「…小論文の採点…にあたっては、各委員が外部からの干渉を受けることなく適正な判断によって採点を行わなければならない」が、解答欄を含めた採点内容の公開は、「…事後的に公開されることになる」と、他の採点内容との比較により、受験者本人からの批判のみならず他の採点者からの批判に晒される可能性がある」、「…公開による批判に対する萎縮効果により適正な判断に影響がでる」とされている。

本審議会が実施機関から聴取したところによると、本件小論文答案の採点者は各試験問題の出題者であって、出題者自身が定めた基準に従い採点を行っているとのことであった。

このことを踏まえれば、出題者自身の採点内容を他の採点者が批判することはなく、仮にあるとしても、採点の過程において、合議等の内部調整として行われるべき性質のものであって、他の採点者からの批判があることをもって、直ちに採点者が萎縮し適正な判断に影響が出るとまでは認められない。また、本件において採点者が公表されていないことを考慮すれば、採点者が受験者本人から名指しで批判されることもあり得ず、「…公開による批判に対する萎縮効果により適正な判断に影響がでる」との支障は、その前提を欠くものである。

よって、採点者が外部から不当な干渉を受けることなく、公正中立に採点を行うことが入学試験に係る事務の適正な遂行上不可欠であるとの主張については本審議会も認めるところであるが、上記の支障がその前提を欠く以上、実施機関の主張を採用することはできない。

- (4) また、「考え方」は、「…答案の開示後に採点内容等に関するすべての質問について出題委員に個別に確認を行い回答することは入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある」とし、ひいては、「結果的に批判を受けにくい質問への回答の根拠を確実に示すことができるよう機械的な採点基準による出題が増加したり、質問や苦情が多く寄せられる傾向がある問題が出題されなくなるなど試験問題の作成にも影響が出る可能性すらある」と結論付けている。

確かに、解答欄を含む答案の開示により、その内容、評価に関し問い合わせや苦情が寄せられることは予想されるところであり、特に、小論文等記述式の試験の結果に係る問い合わせ等に対して画一的な対応が困難であることは理解できる。しかし、全ての問い合わせ等について出題者又は採点者に個別に確認を行わなくとも、例えば、採点・評価基準や正答・解答例を示すなど、問い合

わせ等の趣旨及び内容に応じた適切な方法により柔軟に対応することも可能であると考えられ、受験者からの問い合わせや苦情が寄せられることをもって、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

さらには、入学試験の透明性確保の観点から、受験者本人に対しては詳細な試験結果の開示が望ましく、受験者にとって当該試験の合否が重要であることを考慮すれば、当該受験者からの問い合わせ等に対しても適切に対応することが社会的に期待されているといえ、試験問題の作成を含め対応に苦慮する可能性があるとの理由のみで「解答欄」を非開示にすることは相当でない。

以上を踏まえれば、上記に掲げる支障は、その可能性を全く否定することはできないものの、法的保護に値するほどの蓋然性があるとまでは認められない。

- (5) したがって、「解答欄」は、条例第19条第6号に該当するとは認められず、開示することが適当である。

5 その他

異議申立人は、実施機関が条例第19条第6号柱書又はアからカまでのいずれに該当するのかを明示しておらず、理由の提示が不十分であると主張している。

しかし、条例第19条第6号アからカまでは限定列举ではなく例示であることからすれば、理由の提示は、根拠規定として条例第19条第6号を明示し、これを適用する理由を客観的に理解し得る程度に記載すれば足りるものと解される。実施機関は、同号を明示するとともに、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを記載しているのであるから、同号柱書又は同号アからカまでのいずれに該当するかを明示していないからといって、理由の提示が不十分であるとはいえない。

よって、異議申立人の主張は採用できない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。